

学校園における
新型コロナウイルス感染症対策マニュアル
(第7版)

令和2年12月11日
加古川市教育委員会

目次

はじめに	01
「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準	02

通常登校（文科省レベル1・2）段階における感染症予防対策

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項	04
1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底	04
2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり	05
3 免疫力を高める指導	08
4 心のケアについて	08
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	08
6 個人情報の保護について	09
7 教職員の感染症対策	09
II 教育活動における留意事項	10
1 各教科学習等における留意事項	10
2 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外行事	12
3 健康診断について	12
4 学校給食について	12
5 清掃活動について	13
6 休み時間について	14
7 部活動について	14
III 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について	16
1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方	17
2 教職員の休暇等の考え方	19
3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方	19

分散登校（文科省レベル3）段階における感染症予防対策

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項	21
1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底	21
2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり	22
3 免疫力を高める指導	24
4 心のケアについて	24
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	24
6 個人情報の保護について	25
7 教職員の感染症対策	25

II 教育活動における留意事項	26
1 分散登校（園）の実施	26
2 各教科学習等における留意事項	27
3 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外行事	29
4 健康診断について	29
5 学校給食について	29
6 清掃活動について	30
7 休み時間について	30
8 部活動について	30
III 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について	32
1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方	33
2 教職員の休暇等の考え方	35
3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方	35
臨時休業中の対応	
1 幼児児童生徒への対応	37
2 教職員の対応	38
障害の状況に応じた指導・支援	39
新型コロナウイルス感染者発生時の公表について	40
保護者への注意喚起	41

参考資料集	
・保護者用通知文	42
・健康観察表（家庭用）	43
・チェックリスト（例）	44
・「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」	45

はじめに

全国及び兵庫県内の感染状況を見据えると、新型コロナウイルス感染症については、全国的にも過去最多を更新する都道府県が相次いでおり、感染拡大している状況である。

また、季節性インフルエンザが流行する時期にもなっており、長期的な対応が求められる状況である。このような状況下においては、持続的に幼児児童生徒の教育・保育を受ける権利を保障していくため、学校園における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校園運営を継続していく必要がある。

そこで、文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～(2020. 12. 3 Ver. 5)」を基に、第6版を改訂し、学校園において留意すべき事項についてまとめた。

今後、学校園においては、本マニュアルに沿った運営を行い、学校教育活動を継続しつつ、「新しい生活様式」の定着を図っていくこととする。

なお、この取扱いについては、現時点での対応指針であり、日々状況が変化しているため今後変更が生じる場合があるので、適宜、市教育委員会からの通知等に基づき、対応願いたい。

令和2年12月11日
加古川市教育委員会

基本大原則

- 1 安全を最優先に考え、発熱・咳など、かぜ症状のある幼児児童生徒をはじめ、疑わしき事案については、原則として、出席停止とすることにより、幼児児童生徒同士及び教職員との間での接触を避けること。
- 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、換気の悪い「密閉」空間、多くの人が「密集」、「密接」での会話や発声が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努めること。
- 3 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように、幼児児童生徒及び教職員の人権に留意するとともに、個人情報の取扱いにも留意すること。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

文科省 地域の感 染レベル	登校方法	兵庫県 対処方針	身体的距離の 確保	感染リス クの高い 教科活動	部活動
レベル3	分散登校		できるだけ2m 程度 (最低1m)	行わない	個人や少人数で のリスクの低い 活動で短時間で の活動に限定
レベル2	通常登校	感染拡大 特別期 感染拡大期 1・2	1mを目安に学 級内で最大限の 間隔を取ること	リスクの低 い活動から 徐々に実施	リスクの低い活 動から徐々に実 施し、教師等が 活動状況の確認 を徹底
レベル1	通常登校	感染増加期 感染警戒期 感染小康期	1mを目安に学 級内で最大限の 間隔を取ること	十分な感染 対策を行っ た上で実施	十分な感染対策 を行った上で実 施

「レベル3」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である
地域

「レベル2」・・生活圏内の状況が、①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況で
ある地域及び②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域の
うち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなど
により当面の間、注意を要する地域

「レベル1」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域の
うち、レベル2にあたらないもの（新規感染者が一定程度確認されるも
のの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状
況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域）

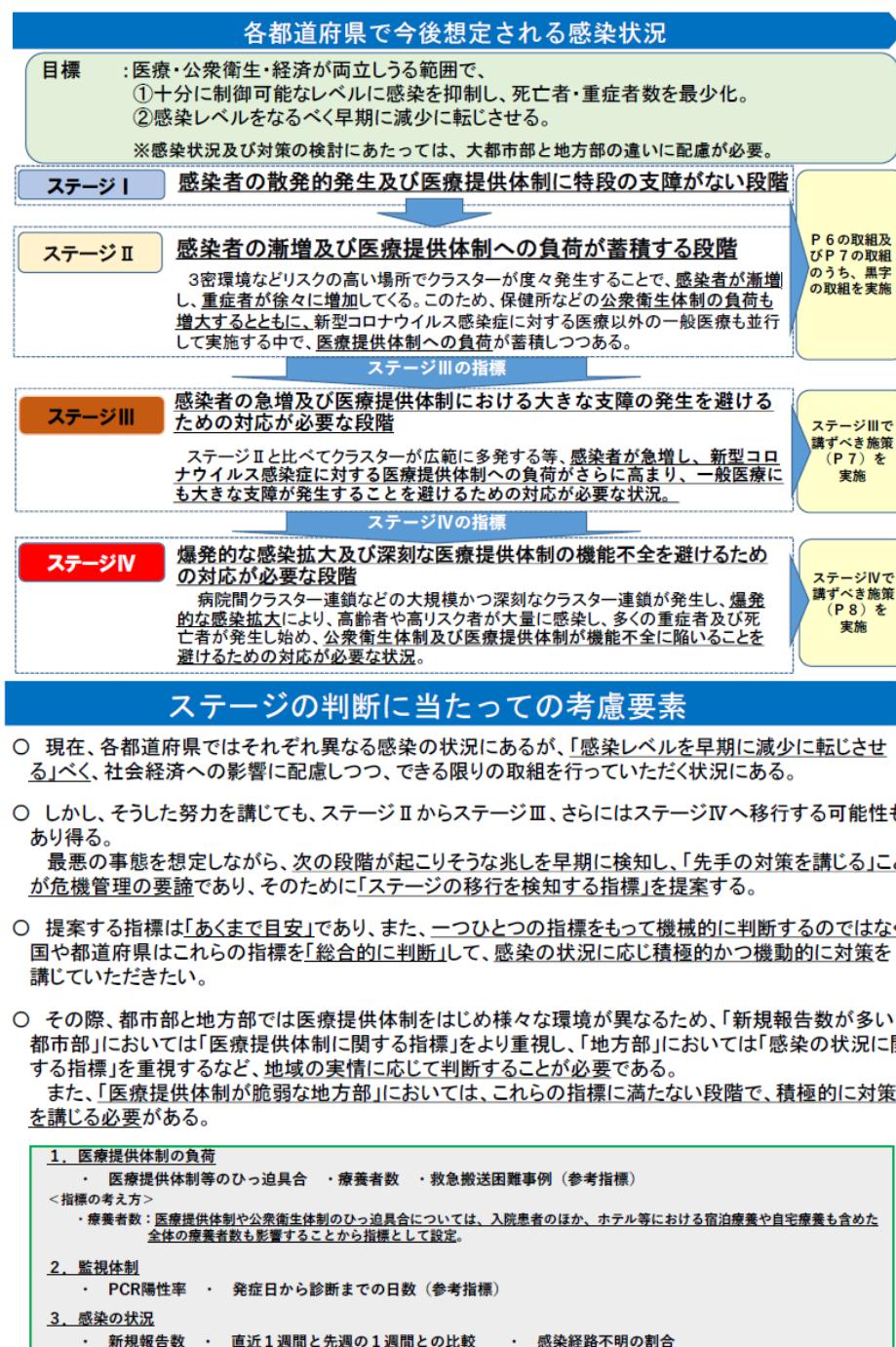
新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針(令和2年8月28日改定)

区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期
新規陽性患者数 (1週間平均)	10人未満	10人以上	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断

- 今後、本市がいずれのレベル対応を行うかは、兵庫県が示す警戒区分を踏まえ、市の衛生主幹部局、保健所（加古川健康福祉事務所）と相談の上、判断する。
- レベル1・2、レベル3段階において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、P4以降に詳述しています。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

「今後想定される感染状況と対策について」(令和2年8月7日(金))から抜粋



詳細については、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2020.12.3 Ver.5)参照

通常登校（文科省レベル 1・2）段階における

感染症予防対策

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱・咳など、かぜ症状がある場合は、登校（園）を控えていただくよう保護者に周知する。「健康観察表」*は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、学校園と健康状態についての情報を共有する。「健康観察表」は、1か月分は保存する。

* 「健康観察表」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じてP43を参照

(2) 登（下）校時の注意

集団での登（下）校は、自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切であることから、手が届かないくらいの距離をおき、マスクを着用するように指導する。集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。

(3) 学校園での朝の健康観察（学級担任等）

- ① 登校（園）指導として、持参した健康観察表を確認し、家庭で登校（園）前に検温をしていない幼児児童生徒に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を、1回毎に消毒する。
- ② 欠席者及び遅刻している者を把握し、理由を確認する（保護者からの欠席連絡等）。
- ③ 出席者の健康観察を行う。
- ④ 健康観察の結果を学級ごとにまとめ、担当者に報告する。
- ⑤ 学級ごとの健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。
- ⑥ 授業中、昼休み、放課後等も隨時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。

※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。

2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

(1) 基本的な感染症対策

接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、石けんでの手洗い（登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。



手洗いの6つのタイミング



(参考) フェイスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされています。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことから、現段階における感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにします。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりするところが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられますが、この場合には身体的距離を十分にとりながら行い、必要最小限の使用とします。

(2) 教室内の換気・配席の工夫

- ① 冬季においては、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組む。特に、昼食時には換気を強化する。
- ② 可能な限り、廊下側と窓側を対角に扉や窓を 10~20 cm程度、常時開けておくものとする。学習活動の内容により難しい場合は、休み時間は必ず換気する。その際、扉や窓を広く開ける。また、エアコンを使用する際は、必ず換気扇を作動させることとする。休み時間に窓を開けるなど、自然換気と併用する。ただし、室温に注意し、必要に応じ、幼児児童生徒の服装についても配慮する。
- ③ 空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れる（二段階換気）など、室温が下がりすぎないよう留意する。
- ④ 教室内では、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとし、幼児児童生徒までの距離を 1 mを目安に可能な限り離す。
- ⑤ 座席間を離して着席するなど、できるだけ幼児児童生徒間の距離を 1 mを目安に可能な限り離すよう配慮する。
- ⑥ グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、飛沫を飛ばさないよう、マスクを必ず着用する。
- ⑦ マスクの供給不足の状況を踏まえ、手作りマスクの作成・使用を積極的に行う。マ

スクは、いずれの色も可とする。

*マスクの作り方（加古川市ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」内）

https://www.city.kakogawa.lg.jp/fukushikenko/iryo_kenko/kansensho/17430.html



● クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

1 換気を励行する

窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。

ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはない。

2 人の密度をさげる

人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を1m程度あけるなどして、人の密度を減らす。

3 近距離での会話や発声、高唱を避ける

周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用など咳エチケットの徹底を図る。

参考

- ・新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック〔第2版〕2020年3月15日改訂
- ・2020年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」

(3) 学校給食時の注意点

給食当番はもとより、児童生徒全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、洗濯していない給食エプロンを共用しない。配食時には口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために、必ずマスクを着用する。また、喫食時には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。喫食後の歓談時には、必ずマスクを着用する。

※P12 参照

(4) 清掃・消毒の実施

清潔な空間を保つため、通常の清掃活動を行う。清掃活動の前後には、手洗いを徹底する。感染拡大特別期においては、床の拭き掃除は行わない。ただし、モップによる拭き掃除は可とする。

消毒については、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上、ペーパータオル等に消毒液（次亜塩素酸水など）を十分に含ませて清掃を行う。ただし、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。

※家庭用洗剤については P45～46 参照

机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ないが、衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。

また、校園内の消毒すべき場所をリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理する。＊「チェックリスト」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じて P44 を参照

3 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

4 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、幼児児童生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナ

ウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しもが感染する可能性があるのであって、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

6 個人情報の保護について

幼児児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

7 教職員の感染症対策について

教職員においても、児童生徒と同様に感染症対策に取り組むとともに、毎朝の検温、風邪症状の確認など、健康管理を行う。風邪の症状等が見られた場合、休暇を取得するようにし、その際には、校内でフォローできる体制を構築しておく。

また、職場環境も重要であることから、職員室、教科準備室、更衣室等の換気・消毒を徹底する。職員室等においては、可能な限り他者との間隔（1～2m程度）を確保し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにし、食事中は、会話を控える。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をするなど配慮する。

会議等を行う際は、最少の人数にしほること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫をとり、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用することも考えられる。

II 教育活動における留意事項

令和2年度は、年間行事を大幅に見直し、学校行事等を行わない時間を学習にあて、学習に重点的に取り組むこととする。その際、今年度内に、教育活動が終了するよう計画し、学びを保障する。

1 各教科学習等における留意事項

「I 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり」に加え、次の内容を追加する。あくまで原則であるので、状況に応じて対策を講じる。

(1) 授業時の教室環境

- 換気を徹底する。
- 配席の工夫により一定の距離を確保する。
- 近距離での会話をできるだけ避ける。

(2) 共用で器具や用具を使用するときの注意事項

- 理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において共用で使用する器具や用具、ＩＣＴ機器を使用する場合は、使用前後に手洗いを必ず行う。

(3) 特に配慮を要する教科

実施については、慎重に検討し、短時間の活動に限定するなどの対応をとったうえで、実施することとする。レベル2段階においては、リスクの高い活動は実施しない。兵庫県感染拡大特別期においては、長時間、近距離で対面形式となるグループワークや近距離で一斉に大きな声で話す活動、近距離で活動する運動、実験・観察、共同制作などは行わない。

○ 技術・家庭科（家庭分野）

- ・調理実習はできるだけ回数・時間を絞り、一定の距離を保ち、向き合わないように工夫する。
- ・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避ける。

○ 体育科、保健体育科

- ・身体へのリスクを考慮し、運動時には、マスクを着用する必要はないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。教員は、原則マスクを着用する。
- ・児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動を実施する場合、短時間の活動となるよう留意する。兵庫県感染拡大特別期

においては、実施しない。

- ・体つくり運動、柔道、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は短時間で実施する。

例：サッカーにおけるボールの奪い合い　　バスケットボールにおける防御

- ・水泳実習については、更衣室での密閉・密集も避けられないことから、中止とする。

- ・できる限り、屋外で学習する。

- ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放し、十分な換気を行う。

(開放が難しい場合は、20~25分ごとに1回活動休止し、5分程度の換気を行う。)

- ・近距離での会話や活動はできる限り避ける。

- ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。

- ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。

- ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。

- ・できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導する。また、同じく小学校体育科保健領域の第3学年「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導する。【小学校】

- ・できるだけ早期に、「改訂『生きる力』を育む保健教育の手引」追補版、中学校保健体育科（保健分野）第3学年の「感染症の予防」において新型コロナウイルス感染症を取りあげた指導事例を通じて指導する。【中学校】

○ 音楽科

- ・できるだけ広い空間で、可能な限り幼児児童生徒の距離をとり、同じ方向を向いて、歌唱指導や口に触れる楽器の演奏などを実施する。レベル2段階においては、フェイスシールドやマスクシールドは使用せず、必ずマスクを着用し、歌唱指導を実施する。また、兵庫県感染拡大特別期においては、リコーダーや鍵盤ハーモニカ等、口に触れる楽器の演奏を実施しない。

- ・合唱時には、児童生徒同士の間隔や指導者と児童生徒の間隔をできるだけ2m（最低1m）あけ、顔への飛沫感染リスクを避けるため、立っている児童生徒と座っている児童生徒が混在しないようにする。

- ・身体の接触を伴う活動はできる限り避ける。

○ 英語・外国語活動

- ・握手、ハイタッチや、身体の接触を伴う活動はできる限り避ける。

(4) 日常の保健指導

保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」（令和2年4月 文部科学省）を参考に、児童生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう指導する。

2 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動

- ・小・中学校については、修学旅行以外の泊を伴う行事、運動会、音楽会等、事前指導を長時間要する学校行事を今年度は行わないこととし、児童生徒・保護者・地域住民にできるだけ早く周知する。
また、自然学校、トライやる・ウィーク、環境体験事業の実施日数については、教育委員会と協議した上で、目的に沿った活動を実施する。
- ・児童生徒のモチベーションを維持するため、半日もしくは1日程度の児童会・生徒会行事、学校行事を工夫して実施する。
- ・延期や中止については、キャンセル料が発生する前（出発日の21日前まで）に、市教育委員会に相談する。
- ・修学旅行における感染症対策については、本マニュアルにおける感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（6月3日公表、同23日第2版）等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、各校の行程に応じて行う。

3 健康診断について

令和2年度の幼児児童生徒の定期健康診断については、学校（園）医と相談のうえ、2学期以降に実施する。

4 学校給食について

- ・学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。
- ・給食当番を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日

点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

- ・給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク及び白衣・エプロン等を複数の児童生徒で使用しない。
- ・給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童生徒及び教職員が行い、おかわり等の配食は、教職員が行う。
- ・万が一の事故発生時に関係する児童生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも1週間固定する。
- ・給食当番はもとより、児童生徒等全員が、給食の前にせっけんを用いた手洗いを徹底する。
- ・喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机に向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。なお、ランチルームを利用する場合は、児童生徒等の間隔をできる限り離すよう工夫する。喫食後の歓談時には、必ずマスクを着用する。

5 清掃活動について

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要であり、通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにして行う。一方、共同作業を行うことが多く、また、共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行い、清掃活動の前後には、必ずせっけんを用いた手洗いを徹底する。

(1) 用具等の点検

清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。※P45~46 参照

(2) 教室、教室前の廊下・流しの清掃

通常の清掃活動の範囲で対応する。衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除や、モップを活用した床拭きを行うことも有効である。

(3) 共有箇所の清掃

トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃する。

(4) 手洗いの徹底

器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを必ず行うよう指導する。

6 休み時間について

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないことを指導する。

7 部活動について

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため生徒だけに任せることではなく、顧問等が部活動の実施状況を必ず把握する。可能な限り感染症対策を行った上で実施し、レベル2段階では、リスクの高い活動を避け、リスクの低い活動から徐々に実施する。公式試合・練習試合・合同練習等は、極力、近隣市町にとどめることとし、県外での活動については、兵庫県及び開催地の感染状況を踏まえたうえで慎重に判断すること。また、大会やコンクール等の参加、練習試合や合同練習等の実施に当たっては、主催団体とともに学校として責任をもつて、感染拡大を防止するための対策を講じること。

(1) 生徒の健康チェック等

顧問は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させない。また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認する。

(2) 活動にあたっての注意事項

- ① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮する。
- ② ノーブルデーの実施を徹底する。
- ③ 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底する。特に、活動前後や休憩時の手洗いを徹底する。
- ④ 室内の活動では、密閉空間とならないよう十分な換気を行う。原則開放（2方向以上の窓を開けるなど換気を励行する。）とする。また、開放が難しい場合は20分～25分に1回活動を休止し、5分程度の換気を行う。
- ⑤ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、練習内容を工夫する。
- ⑥ 活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度をさげて、不要な接触を

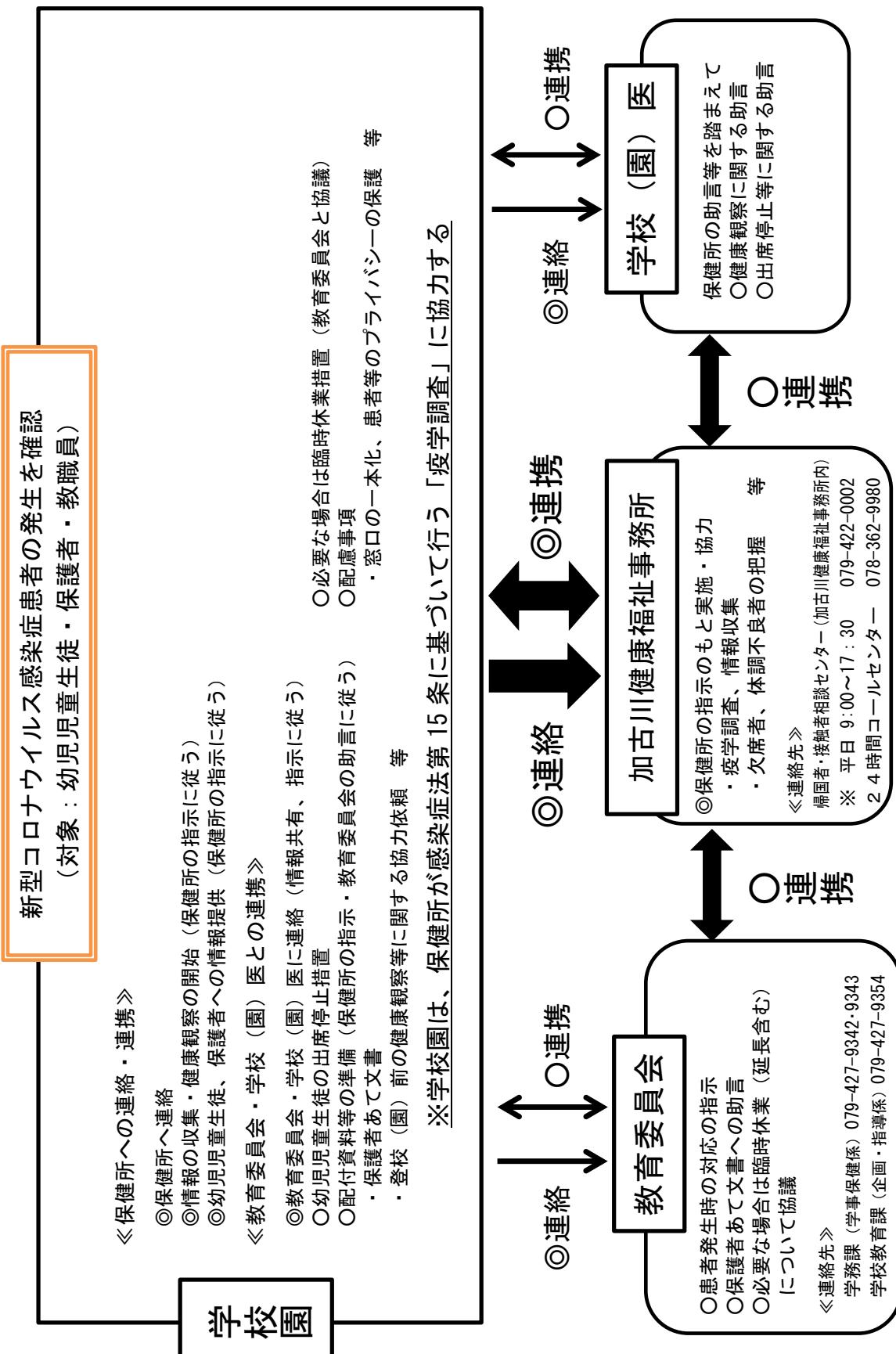
避ける。

- ⑦ 相手と一定時間接触するような、例えば、バスケットボールの1対1、柔道の乱取り等の対人練習などについては、できるだけ短時間での実施とする。また、吹奏楽や合唱等におけるパート練習、全体練習についても同様とする。
- ⑧ 対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）や合同練習（日常的に一つのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、無観客であっても、感染症対策が十分とれない場合は実施しない。

(3) 活動環境への配慮

- ① 全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りについても工夫する。（特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。）
- ② 更衣については、教室等を使用するなど、一度に多数の生徒が使用しない工夫により、人の密度を下げる。また、換気を十分に行う。
- ③ 接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。
また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ④ 共用部分（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒については、原則として1日1回以上を行うこと。ただし、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。

III 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について



1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方

◎校園長は、安全を最優先に考え、幼児児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。

(1) 幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする

【出席停止の期間】

① 感染の場合

開始日： 感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校（園）日の翌日

終了日： 専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日： 濃厚接触者と認定された日（同居家族等の感染判明日）

終了日： 症状が出なければ、保健所に指示された期間（めやす 14 日間）

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

(2) 幼児児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

開始日： 家族が 濃厚接触者と認定された日

終了日： ○家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(1)」へ

○新型コロナの検体検査を受け、陰性となった場合

⇒ 保健所の指示に基づく

※幼児児童生徒が関係者であることがわからないように、配慮する。

(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合

※レベル 2 段階では、同居の家族にかぜの症状がみられる場合も同様とする

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日： 症状の出た日

終了日： 症状がなくなった日

※息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、帰国者・接触者相談センターへ要相談

② 帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

終了日：検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日

③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日：陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ

(4) 登校（園）に不安を抱える幼児児童生徒への対応について

【出席停止（新型コロナウイルス感染防止のため）】

保護者の方のご心配の内容に応じて、学校園での感染症対策について丁寧に説明するなどの対応をとる。そのうえで、感染の不安・心配を理由に登校できない幼児児童生徒については、保護者の同意のもと、学校園長判断で欠席扱いとしない。

(5) 医療的ケアが日常的に必要及び基礎疾患等のある幼児児童生徒への対応について

令和2年3月24日付元文科初第1789号文部科学事務次官通知に基づき、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い幼児児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）の登校については以下のように取り扱う。

① 登校（園）の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障害があり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い※ことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医等に相談のうえ、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校（園）の判断をする。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医に相談のうえ、登校（園）の判断をする。

なお、これらにより感染予防のために登校（園）すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」とする。

※ 重症化するリスクが高い

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている人は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 学校（園）教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められる。また、校（園）外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意する。

2 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記1の「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応する。

また、教職員については、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことが重要である。

なお、教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者となった場合には、市教育委員会へ報告する。

3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方

教育委員会は、学校園からの出席停止の報告をもとに、次により臨時休業を決定する。

なお、その際、校長は保護者あてに文書を発出する（P42 参照）

(1) 幼児児童生徒に感染が判明した場合

① 「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」(P17) の（1）①の「感染」が判明した場合、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、濃厚接触者の範囲が特定されるまで（当日特定される場合もある）の間、学校園の全部又は一部を臨時休業とする。

感染が判明した時点	休業措置の内容
始業時刻まで	・判明日当日から必要な期間（2～3日程度）
始業時刻以降、終業時刻まで	・判明された時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校（降園）措置を講じ、翌日から必要な期間（2～3日程度）
終業時刻以降、学校園の休業日	・翌日から必要な期間（2～3日程度）

※ 換気を十分行うとともに、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。施設全体ではなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感

染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。

② 市教育委員会は、保健所の調査や学校（園）医の助言等により、感染者の学校内の活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校（園）内で感染が広がっている可能性について検討し、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業実施の可否について決定する。

学校（園）内で感染が広がっていない可能性が低い場合	感染した幼児児童生徒や濃厚接触者の出席停止 教職員が感染者や濃厚接触者である場合には、出勤させない扱いとする
学校（園）内で感染が広がっている可能性が高い場合	学校園の全部又は一部を臨時休業

(2) 幼児児童生徒及びその家族が濃厚接触者と認定された場合

学校園内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を考慮し、加古川健康福祉事務所の指示に従って対応する。

(3) 教職員に感染者（感染の疑いのある者を含む）が出た場合

それぞれの状況をふまえ、学校園長は、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、市教育委員会と協議し、決定する。

「濃厚接触者」とは

「患者の感染可能期間」（発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した 2 日前から隔離開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他： 手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

出典： 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領
(令和 2 年 4 月 20 日版) 国立感染症研究所 感染症疫学センター

分散登校（文科省レベル3）段階における感染症予防対策

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱・咳など、かぜ症状がある場合は、登校（園）を控えていただくよう保護者に周知する（同居の家族にかぜ症状がみられる場合も同様とする）。「健康観察表」*は、家庭で記載いただき、毎日持ってきてもらい、学校園と健康状態についての情報を共有する。「健康観察表」は、1か月分は保存する。

*「健康観察表」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じてP43を参照

(2) 登（下）校時の注意

集団での登（下）校は、自分から出る唾などの飛沫が届かないようにすることが大切であることから、手が届かないくらいの距離をおき、マスクを着用するように指導する。

集合場所では、近づいて大きな声で話すことのないように指導する。

(3) 学校園での朝の健康観察（学級担任等）

- ① 登校（園）指導として、持参した健康観察表を確認し、家庭で登校（園）前に検温をしていない幼児児童生徒に対しては、体温を測定する。その際、使用した体温計を、1回毎に消毒する。
- ② 欠席者及び遅刻している者を把握し、理由を確認する（保護者からの欠席連絡等）。
- ③ 出席者の健康観察を行う。
- ④ 健康観察の結果を学級ごとにまとめ、担当者に報告する。
- ⑤ 学級ごとの健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。
- ⑥ 授業中、昼休み、放課後等も隨時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、適切に対応する。

※ 教職員についても、毎朝、自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録させ、感染症拡大防止の観点から、発熱・咳など、かぜ症状がある場合には、特別休暇の取得を促し、出勤を控えさせる。

2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

(1) 基本的な感染症対策

石けんでの手洗い（登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等）の徹底、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。



(2) 教室内の換気・配席の工夫

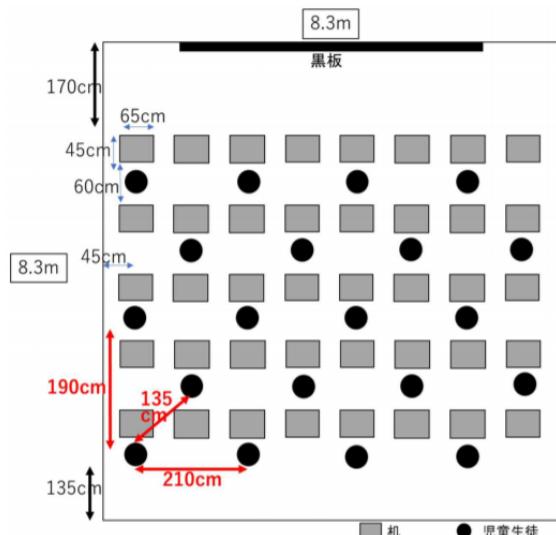
- ① 冬季においては、冷気が入りこむため窓を開けづらい時期であるが、空気が乾燥し、飛沫が飛びやすくなることや、季節性インフルエンザが流行する時期でもあるので、徹底して換気に取り組む。特に、昼食時には換気を強化する。
- ② 可能な限り、廊下側と窓側を対角に扉や窓を10~20cm程度、常時開けておくものとする。学習活動の内容により難しい場合は、休み時間は必ず換気する。その際、扉や窓を広く開ける。また、エアコンを使用する際は、必ず換気扇を作動させることとする。休み時間に窓を開けるなど、自然換気と併用する。ただし、室温に注意し、必要に応じ、幼児児童生徒の服装についても配慮する。
- ③ 空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れる（二段階換気）など、室温が下がりすぎないよう留意する。
- ④ 教室内では、身体的距離が十分とれない場合は、マスク若しくは代用品（ハンカチ、手ぬぐいなど）を着用することとし、幼児児童生徒までの距離を可能な限り2m程度（最低1m）離す。
- ⑤ 座席間を離して着席するなど、できるだけ幼児児童生徒間の距離を1m以上離して、

- 対面とならない形で着席させるなど工夫する。
- ⑥ グループ活動は実施しない。
- ⑦ マスクの供給不足の状況を踏まえ、手作りマスクの作成・使用を積極的に行う。マスクは、いずれの色も可とする。

*マスクの作り方（加古川市ホームページ「新型コロナウイルス感染症について」内）

https://www.city.kakogawa.lg.jp/fukushikenko/iryo_kenko/kansensho/17430.html

(参考) レベル3地域 (1クラス20人の例)



● クラスター（集団）の発生のリスクを下げるための3つの原則

1 換気を励行する

窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。

ただ、どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはない。

2 人の密度をさげる

人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2m程度あけるなどして、人の密度を減らす。

3 近距離での会話や発声、高唱を避ける

周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用など咳エチケットの徹底を図る。

参考

- ・新型コロナウイルス感染症市民向け感染予防ハンドブック〔第2版〕2020年3月15日改訂
- ・2020年3月9日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症のクラスター（集団）発生のリスクが高い日常生活における場面についての考え方」

(3) 学校給食時の注意点

給食当番はもとより、児童生徒全員が食事の前の手洗いを徹底するとともに、洗濯していない給食エプロンを共有しない。配食時には口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために、必ずマスクを着用する。また、喫食時には、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。喫食後の歓談時には、必ずマスクを着用する。

(4) 清掃・消毒の実施

清掃活動は、児童生徒は行わないこととする。

消毒については、スクール・サポート・スタッフ等と連携し、幼児児童生徒が利用する場所のうち、特に多くの者が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）は、1日に1回以上、ペーパータオル等に消毒液（次亜塩素酸水など）を十分に含ませて清掃を行う。家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。

※家庭用洗剤については P45～46 参照

また、校園内の消毒すべき場所をリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理する。 *「チェックリスト」は各校（園）独自のものを利用可。必要に応じて P44 を参照

3 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

4 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察から、幼児児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

本マニュアルは、幼児児童生徒及びその家族、教職員の健康の保持増進と新型コロナウイルス感染症の拡大の防止を目的として作成するものであり、感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりするものではない。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられること

から、誰しもが感染する可能性があるのであって、特定の国や地域をさした偏見や差別につながるような言動は、人権にかかわる問題であり、断じて許されないという毅然とした態度で対応する。

6 個人情報の保護について

幼児児童生徒・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報の管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

7 教職員の感染症対策について

教職員においても、児童生徒と同様に感染症対策に取り組むとともに、毎朝の検温、風邪症状の確認など、健康管理を行う。風邪の症状等が見られた場合、休暇を取得するようにし、その際には、校内でフォローできる体制を構築しておく。

また、職場環境も重要であることから、職員室、教科準備室、更衣室等の換気・消毒を徹底する。職員室等においては、可能な限り他者との間隔（1～2m程度）を確保し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにし、食事中は、会話を控える。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をするなど配慮する。

会議等を行う際は、最少の人数にしほること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫をとり、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示版等を活用することも考えられる。

II 教育活動における留意事項

幼児児童生徒数の多い学級にあっては、20人以下のグループに分けた上で、登校（園）の対象とするグループを順次変え、分散して登校させ、授業を行う。

また、令和2年度は、年間行事を大幅に見直し、学校行事等を行わない時間を学習にあて、学習に重点的に取り組むこととする。その際、今年度内に、教育活動が終了するよう計画する。

1 分散登校（園）の実施

（1）身体的距離の確保

1学級20人以下の分散登校にすることで、幼児児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないように留意し、教育活動を行う。

校時表の作成については、休憩時間を普段より長く設定したり、1時間目の授業開始を少しずらしたりすることで、トイレや手洗い場等に、一度に多くの幼児児童生徒が集まらないように工夫する。

また、登下校については、「I-1-（2）登（下）校時の注意」に基づき、指導の徹底を図る。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意する。

（2）分散登校（園）期間の授業（保育）実施

小学校では、各学級を2つに分け、1日おきに1コマ45分の授業を行う。中学校では、1学級を2つに分け、午前登校と午後登校の2つに分け、1コマ40分の3時間授業を実施する。幼稚園については、当面の間、午前保育とする。

※授業実施例はp27を参照

（3）分散登校に伴う子供の居場所づくり

分散登校に伴い、登校しない児童が生じることから、8時30分から児童クラブにおける1日保育を実施する。ただし、密を避けるため、家庭で保育が可能な場合は、自粛を強く要請する。

○分散登校期間中の授業実施例

<小学校>

	A グループ	B グループ		A グループ	B グループ
8 : 15	登 校	家庭学習	8 : 15	家庭学習	登 校
8 : 30～9 : 15	1 校時		8 : 30～9 : 15		1 校時
9 : 30～10 : 15	2 校時		9 : 30～10 : 15		2 校時
10 : 30～11 : 15	3 校時		10 : 30～11 : 15		3 校時
11 : 30～12 : 15	4 校時		11 : 30～12 : 15		4 校時
12 : 15～13 : 00	給 食		12 : 15～13 : 00		給 食
13 : 15～14 : 00	5 校時		13 : 15～14 : 00		5 校時
14 : 15～15 : 00	6 校時		14 : 15～15 : 00		6 校時
15 : 15	下 校		15 : 15		下 校

※A グループと B グループを 1 日ごとに入れ替えて実施する。

<中学校>

午 前			午 後		
	A グループ	B グループ		A グループ	B グループ
8 : 15	登 校	家庭学習	12 : 30	家庭学習	登 校
8 : 30～9 : 10	1 校時		12 : 45～13 : 25		1 校時
9 : 20～10 : 00	2 校時		13 : 35～14 : 15		2 校時
10 : 10～10 : 50	3 校時		14 : 25～15 : 05		3 校時
11 : 00	下 校		15 : 15		下 校

※A グループと B グループを 1 日ごとに入れ替えて実施する。

2 各教科学習等における留意事項

「I 2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり」に加え、

次の内容を追加する。あくまで原則であるので、状況に応じて対策を講じる。

(1) 授業時の教室環境

- 換気を徹底する。
- 配席の工夫によりソーシャルディスタンスを確保する。
- 近距離での会話を避ける。

(2) 共用で器具や用具を使用するときの注意事項

- 理科、図画工作科、美術科、技術・家庭科、体育科、保健体育科等において共用で使用する器具や用具、ＩＣＴ機器を使用する場合は、使用前後に手洗いを必ず行う。

(3) 特に配慮を要する教科

○ 技術・家庭科（家庭分野）

- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、調理実習は実施しない。
- ・被服実習を行う際には、児童生徒同士が近距離で作業することを避ける。

○ 体育科、保健体育科

- ・身体へのリスクを考慮し、運動時には、マスクを着用する必要はないが、十分な身体的距離がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用する。
- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は実施しない。
- ・体つくり運動、柔道、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避ける。

例：サッカーにおけるボールの奪い合い　　バスケットボールにおける防御

- ・水泳実習については、更衣室での密閉・密集も避けられないことから、中止とする。
- ・できる限り、屋外で学習する。
- ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放し、十分な換気を行う。
(開放が難しい場合は、20～25分ごとに1回活動休止し、5分程度の換気を行う。)
- ・近距離での会話や活動は避ける。
- ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。
- ・多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導する。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。
- ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。

○ 音楽科

- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動、口に触れる楽器の演奏などを実施しない。

○ 英語・外国語活動

- ・握手、ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避ける。

(4) 日常の保健指導

保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」（令和2年4月 文部科学省）を参考に、児童生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう指導する。

3 修学旅行・泊を伴う行事・運動会・校外活動

- ・小・中学校については、修学旅行以外の泊を伴う行事、運動会、音楽会等、事前指導を長時間要する学校行事を今年度は行わないこととし、児童生徒・保護者・地域住民にできるだけ早く周知する。
また、自然学校、トライやる・ウィーク、環境体験事業の実施日数については、教育委員会と協議した上で、目的に沿った活動を実施する。
- ・延期や中止に伴うキャンセル料等については、キャンセル料が発生する前に、市教育委員会に相談する。
- ・修学旅行における感染症対策については、本マニュアルにおける感染症対策を参照するとともに、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（6月3日公表、同23日第2版）等を参考にしつつ、旅行事業者等と連携して、各校の行程に応じて行う。

4 健康診断について

令和2年度の幼児児童生徒の定期健康診断については、1学期は実施せず、学校（園）医と相談のうえ、2学期以降に実施する。

5 学校給食について

- ・学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。
- ・給食当番を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。
- ・給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク及び白衣・エプロン等を複数の児童生徒で使用しない。
- ・給食の配食にあたっては、各個人では行わず、健康状態を点検した給食当番の児童生徒

及び教職員が行い、おかわり等の配食は、教職員が行う。

- ・万が一の事故発生時に関する児童生徒及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は、少なくとも1週間固定する。
- ・給食当番はもとより、児童生徒等全員が、給食の前にせっけんを用いた手洗いを徹底する。
- ・喫食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控えるよう指導する。なお、ランチルームを利用する場合は、児童生徒等の間隔を1～2m程度離すよう工夫する。喫食後の歓談時には、必ずマスクを着用する。

6 清掃活動について

清掃活動は、児童生徒は行わないこととする。

7 休み時間について

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、トイレ休憩については混雑しないよう工夫する。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないことについて指導する。

8 部活動について

部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため生徒だけに任せることではなく、顧問等が部活動の実施状況を必ず把握する。また、学校内での活動に限る。

(1) 生徒の健康チェック等

顧問は、「健康観察表」を活用するなど、体調管理を徹底させるとともに、生徒に発熱等かぜの症状がみられる場合は、参加させない。また、休業日の活動においても、登校してきた生徒の健康チェックを必ず行うとともに、下校時にも体調等の変化がないか確認する。

(2) 活動にあたっての注意事項

- ① 活動への参加については、保護者の理解を得たうえ、無理をさせることのないよう配慮する。
- ② 活動時間は当面の間、原則として1時間程度とする。また、活動終了後は速やかに

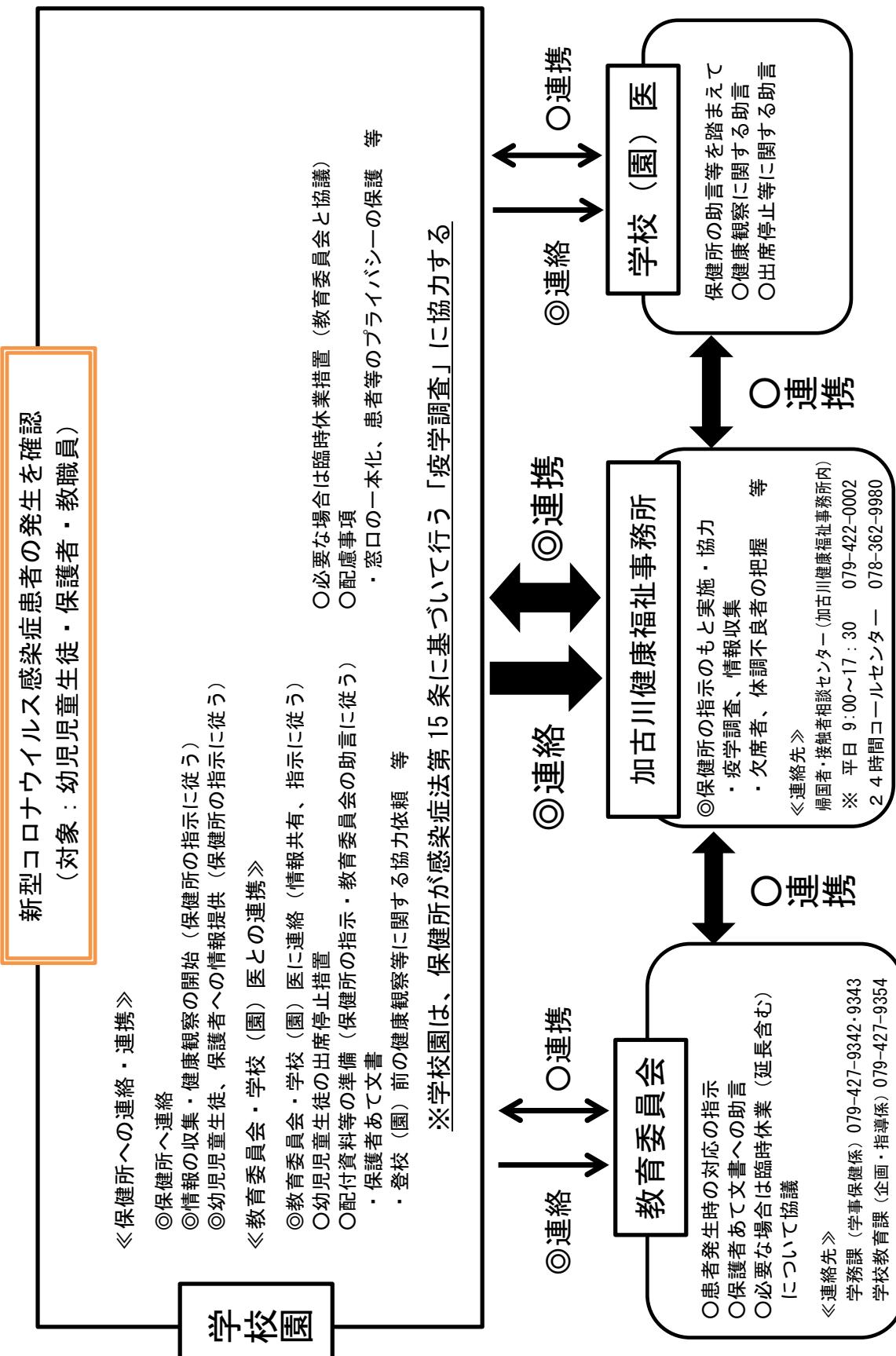
下校させる。

- ③ 基本的な感染症対策（手洗い・咳エチケット）を徹底する。特に、活動前後や休憩時の手洗いを徹底する。
- ④ 室内の活動では、密閉空間とならないよう十分な換気を行う。原則開放（2方向以上の窓を同時に開けるなど換気を励行する。）とする。また、開放が難しい場合は20分～25分に1回活動を休止し、5分程度の換気を行う。
- ⑤ できる限り生徒同士及び顧問と生徒が、近距離での会話や発声、高唱を避けることができるよう、練習内容を工夫する。
- ⑥ 活動中及び活動前後等においても、できる限り生徒の密度をさげて、不要な接触を避ける。
- ⑦ 相手と一定時間接触するような、例えば、バスケットボールの1対1、柔道の乱取り等の対人練習などについては、避けるようにする。また、吹奏楽や合唱等においては、個別練習とする。
- ⑧ 対外試合（公式戦、練習試合を問わない。）や合同練習（日常的に一つのチームで練習している合同部活動は除く。）、演奏会等については、無観客であっても、当面の間、引き続き禁止とする。

(3) 活動環境への配慮

- ① 全ての部活動で連携し、活動場所の割り振りについても工夫する。（特に部員数が多い部活動については特段の配慮を行うこと。）
- ② 更衣については、教室等を使用するなど、一度に多数の生徒が使用しない工夫により、人の密度を下げる。また、換気を十分に行う。
- ③ 接触感染の防止の観点から「用具の貸し借り」や「回し飲み」などを行わないこと。
また、多数の者が触れる用具（ボール等）を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。
- ④ 共用部分（ドアノブ、手すり、スイッチ等）の消毒については、原則として1日1回以上を行うこと。

III 学校園における新型コロナウイルス感染症患者発生時の対応について



1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方

◎校園長は、安全を最優先に考え、疑わしき事案を含め、原則として出席停止とする
幼児児童生徒またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された
場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。

(1) 幼児児童生徒（本人）の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い）】

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱
いとする

【出席停止の期間】

① 感染の場合

開始日： 感染の判明した日

但し、判明前から欠席していれば、最終登校（園）日の翌日

終了日： 専門医等が快癒を認める等、登校（園）を許可したとき

② 濃厚接触の場合

開始日： 濃厚接触者と認定された日（同居家族等の感染判明日）

終了日： 症状が出なければ、保健所に指示された期間（めやす 14 日間）

⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

(2) 幼児児童生徒の同居家族等が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

開始日： 家族が 濃厚接触者と認定された日

終了日： ○家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間

⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(1)」へ

○新型コロナの検体検査を受け、陰性となった場合

⇒ 保健所の指示に基づく

※幼児児童生徒が関係者であることがわからないように、配慮する。

(3) 幼児児童生徒（本人）に発熱等のかぜの症状が見られる場合

※同居の家族にかぜの症状がみられる場合も同様とする

【出席停止（新型コロナウイルス感染症の疑い）】

【出席停止の期間】

① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合

開始日： 症状の出た日

終了日： 3日以内に快癒すれば、その翌々日

※息苦しさ（呼吸困難）、強いたるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合は、帰国者・接触者相談センターへ要相談

② 帰国者・接触者相談センターへ相談した場合

終了日： 検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日

③ 新型コロナの検体検査を受けた場合

終了日： 陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間

⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ

(4) 登校（園）に不安を抱える幼児児童生徒への対応について

【出席停止（新型コロナウイルス感染防止のため）】

保護者の方のご心配の内容に応じて、学校園での感染症対策について丁寧に説明するなどの対応をとる。そのうえで、感染の不安・心配を理由に登校できない幼児児童生徒については、保護者の同意のもと、学校園長判断で欠席扱いとしないように配慮し、学級担任が、健康状態の把握、学習内容の進捗状況について連絡を行う。

(5) 医療的ケアが日常的に必要及び基礎疾患等のある幼児児童生徒への対応について

令和2年3月24日付元文科初第1789号文部科学事務次官通知に基づき、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い幼児児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）の登校については以下のように取り扱う。

① 登校（園）の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障害があり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い※ことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医等に相談のうえ、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校（園）の判断をする。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校（園）医に相談のうえ、登校（園）の判断をする。

なお、これらにより感染予防のために登校（園）すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」とする。

※ 重症化するリスクが高い

糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患、透析を受けている、免疫抑制剤や抗がん

剤等を用いている人は、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 学校（園）教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められる。また、校（園）外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避けるなど、注意する。

2 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記1の「幼児児童生徒」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応する。

また、教職員については、急遽出勤できなくなる可能性も想定して、教職員間で業務の内容や進捗、学級の状況等の情報共有を日頃から行うことが重要である。

なお、教職員が新型コロナウイルス感染症と診断された場合又は濃厚接触者となった場合には、市教育委員会へ報告する。

3 学校・学年・学級の臨時休業の考え方

教育委員会は、学校園からの出席停止の報告をもとに、次により臨時休業を決定する。

なお、第1版と内容が大きく変更しているので留意する。

(1) 幼児児童生徒に感染が判明した場合

① 「1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方」(P33) の (1) ①の「感染」が判明した場合、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、教育委員会と協議し、濃厚接触者の範囲が特定されるまで（当日特定される場合もある）の間、学校園の全部又は一部を臨時休業とする。

感染が判明した時点	休業措置の内容
始業時刻まで	・判明日当日から必要な期間（2～3日程度）
始業時刻以降、終業時刻まで	・判明された時点で、幼児児童生徒の安全に配慮し、速やかに下校（降園）措置を講じ、翌日から必要な期間（2～3日程度）
終業時刻以降、学校園の休業日	・翌日から必要な期間（2～3日程度）

※ 換気を十分行うとともに、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。施設全体ではなく、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。

② 市教育委員会は、保健所の調査や学校（園）医の助言等により、感染者の学校内の活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校（園）内で感染が広がっている可能性について検討し、学校保健安全法第 20 条に基づく臨時休業実施の可否について決定する。

学校（園）内で感染が広がっていない可能性が低い場合	感染した幼児児童生徒や濃厚接触者の出席停止 教職員が感染者や濃厚接触者である場合には、出勤させない扱いとする
学校（園）内で感染が広がっている可能性が高い場合	学校園の全部又は一部を臨時休業

（2）幼児児童生徒及びその家族が濃厚接触者と認定された場合

学校園内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を考慮し、加古川健康福祉事務所の指示に従って対応する。

（3）教職員に感染者（感染の疑いのある者を含む）が出た場合

それぞれの状況をふまえ、学校園長は、保健所及び学校（園）医と相談のうえ、市教育委員会と協議し、決定する。

「濃厚接触者」とは

「患者の感染可能期間」（発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した 2 日前から隔離開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・ 患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他： 手で触れることの出来る距離（目安として 1 メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者」と 15 分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

出典： 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領

（令和 2 年 4 月 20 日版）国立感染症研究所 感染症疫学センター

臨時休業中の対応

国及び県からの要請・通知及び本市感染状況を踏まえて総合的に判断し、一定期間、臨時休業を行う。その場合は、以下の内容に留意する。

1 幼児児童生徒への対応

(1) 学習サポート

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、児童生徒の状況等も踏まえながら、学校からのメールやポスティングなどにより、児童生徒の学習を支援するための必要な措置を講じる。

児童生徒には下記の内容を指導する。

- ・教科書を活用した学習を示すこと
- ・中学校3年生についてオンラインを活用した学習を示すこと
- ・学習内容に応じて「E テレ」を活用した学習を示すこと
- ・「みんなの学習クラブ」等の学習コンテンツを活用すること
- ・計画的に学習すること
- ・発達段階に応じた学習時間を示すこと
- ・規則正しい生活をすること
- ・読書の時間を設けること
- ・適度な運動についても取り組むこと
- ・不要な外出をしないこと

(2) 心のケア

オンラインシステムや電話等により、幼児児童生徒及びその保護者との連絡を密にし、健康状態を把握する。自宅で過ごす幼児児童生徒がストレス等、不安を抱えている場合には、関係機関と連携し、心のケアを行う。

※相談窓口についてはP41 参照

(3) 登校（園）日の設定

県の対処方針に基づくとともに、市全体の状況を踏まえたうえで、登校（園）日（授業日としない。）を適切に設定する。その際、「I 2 クラスターの発生リスクを下げ

るための3原則を守る環境づくり」に基づき、感染拡大防止を徹底する。

登校（園）日においては、児童生徒の学習状況の確認や家庭学習を課すなど、学習サポートを行うとともに、幼児児童生徒の心身の健康状態の管理を行う。

また、登校（園）日は、授業日ではないことから、登校（園）しなくても欠席となることを保護者、幼児児童生徒へ周知すること。登校（園）できない幼児児童生徒に対しては、電話や家庭訪問等で健康面の確認、学習活動への指示等を行う。

2 教職員の対応

(1) 感染リスクの回避

① 3つの原則の徹底

- ・マスク着用
- ・手洗いの励行
- ・食事はできる限り一人でとる

② 在宅勤務

令和2年4月13日付附加教学第5047号加古川市教育長通知に基づき適切に対応する。

③ 就業エリアの分散

職員室に集まるのを避け、就業エリアを分散する。特に、同じエリアで食事をとらないよう注意する。

④ 時差出勤

(2) 服務規律の確保

① 情報管理の徹底

② 公務員として市民から見られていることを意識した行動

障害の状況に応じた指導・支援

平成 30 年文部科学省令第 27 号「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行され、文部科学省と厚生労働省による「トライアングルプロジェクト」において、家庭と教育と福祉の一層の連携を推進する方策について報告が取りまとめられている。この内容及び、新型コロナウイルス感染症対応に関する通知等を踏まえ、障害のある児童生徒が安心、安全に学校生活を送り、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、以下の点に留意する。

- 1 年度当初、各校園が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と支援に関する必要な情報の共有を図る。
- 2 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、放課後等デイサービス等の相談支援事業所、就労支援機関が考えられ、当該計画を活用しながら、日常的に学校園、保護者、関係機関等が連携を図り、児童生徒の生活状態の的確な把握とサポートに努める。
- 3 児童生徒の状況確認や把握については、子どもによって障害が様々なので、例えば、個に応じた健康観察表や生活日誌等を用意する等、連絡帳と併せ日々の健康チェックを確実に行うこと。また、特別支援教育コーディネーター等が相談支援事業所等に児童生徒の放課後等デイサービスの利用状況を確認するなど、課外での過ごし方について把握に努める。
なお、医療的ケアが必要で、気管切開や人工呼吸器を使用している等、呼吸器系の障害や疾患のある児童生徒が登校（園）する際は、特に健康観察を徹底し、緊急時の即応体制を確認すると共に、日々の体調変化に留意しながら、主治医、学校（園）、保護者、看護師等の関係者で緊密に連携する。
- 4 通級による指導を受ける児童生徒のうち、他校に開設された通級指導教室に通う場合は、在籍校と通級開設校とで当該児童生徒の体調や通級指導教室への通学経路の状況等を十分に把握し、情報の共有に努め緊密に連携する。

新型コロナウイルス感染者発生時の公表について

児童生徒及び教職員の感染者が発生し、校内の濃厚接触者が特定された場合、以下の内容について公表する。

1 目的

公表は、市民・関係者が正確な情報を共有したうえで、一人一人の冷静な判断と適切な行動を促すとともに、感染拡大防止の取組を促進することを目的とする。

2 人権尊重及び個人情報の保護

発生状況等の公表にあたっては、教育的視点並びに感染者や当該家族等の人権尊重及び個人情報の保護に最大限配慮する。また、該当校の保護者や市民等に対しても、感染者や当該家族、当該校等に対して誹謗中傷、風評被害等の差別・偏見が生じることがないよう、良識ある行動をとるよう周知する。

3 公表内容等

感染者及び濃厚接触者の範囲、感染ルート、感染拡大のリスク等を総合的に勘案し、以下のうちから必要な情報を公表する。

- (1) 感染者の在籍（勤務）する校種（学校名は市全体には公表しない。）
- (2) 感染者の感染確定日
- (3) 感染者が教職員の場合は年代・性別
- (4) 感染症対策（臨時休業予定期間、消毒の実施、濃厚接触者の特定など）

なお、公表内容の詳細については個別に判断することとし、個人が特定される恐れがある場合や人権やプライバシーへの配慮が求められる場合には、情報の全部又は一部について公表しないことがある。

保護者への注意喚起

現在の感染状況から、いつ、感染するかわからない状況であるので、家族や家族の職場、学校等で感染情報がある場合は、すみやかに学校へ連絡するよう、保護者へ依頼する。

また、幼児児童生徒については、学校園現場で感染リスクに備えるとともに、学校（園）外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行う。教職員についても、同様に注意喚起を行う。

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・感染症対策用として、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等を持参する。
- ・家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。



さらに、今後、幼児児童生徒の心のケアが必要になることも想定されることから、下記の相談窓口についても保護者に知らせておく。

相談窓口

- ◆ こころの健康相談統一ダイヤル 0570-064-556 ※平日は要時間確認、土日祝 24 時間
- ◆ 兵庫県いのちと心のサポートダイヤル 078-382-3566 ※平日 18:00~8:00
- ◆ ひょうごっ子悩み相談センター 0120-783-111 0120-0-78310 ※9:00~21:00
※24 時間（子供 SOS ダイヤル）
- ◆ 加古川市教育相談センター 079-421-5484 ※平日 9:00~17:00
(不登校・心のケアに関すること)
- ◆ 加古川市少年愛護センター 079-423-3848 ※平日 9:00~17:00
(生徒指導に関すること)

令和 年 月 日

保 護 者 様

加古川市立 学校
校長

新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる臨時休業について

平素は、本校教育活動にご理解とご協力ありがとうございます。

さて、みだしのことについて、本校児童生徒に陽性者が出ていたため、○月○日から下記のとおり臨時休業といたします。

急な対応をお願いすることとなります、すべての児童生徒及び保護者等の安全を守るために、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、感染症拡大防止については、加古川健康福祉事務所等からの指導の下、本市「学園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（第〇版）」に基づき、適切に対応しておりますので、ご安心ください。

感染者等に対するいじめや差別的な言動がないように、児童生徒及び教職員の人権に留意するとともに、個人情報の取扱いにも留意願います。

記

1 期 間 令和 年 月 日 () ~ 月 日 () の〇日間

- 2 対 応
- ・期間中、不要不急の外出は避け、家庭学習と休養に努めるようにご指導ください
 - ・学校再開後、感染に不安で登校できない場合は、学校へご相談ください
 - ・臨時休業をさらに延長するときは、○月○日までに、メール等にてお知らせいたしますので、ご確認ください。確認手段がない場合は、遠慮なく、担任まで連絡をしてください

- 3 そ の 他
- ・○月○日より〇日間は、部活動は行いません
 - ・上記の間、児童クラブ及び学校施設の開放は行いません

健 康 観 察 表

名前 組 年

	例	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
日 に ち	4/10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
體 水															
度	36.0	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
せき	あり (なし)	あり なし	あり なし												
のど の 湿 み	あり (なし)	あり なし	あり なし												
鼻水・ 鼻づまり	あり (なし)	あり なし	あり なし												
体調 (あせり だるさなど)	よい (ふつう わるい)	よい ふつう わるい													
その他の (におい、味がし ない、頭痛、下痢 など)															
保護者 サイン															

* 登校しない日も含めて毎朝、体温を測り、健康観察の結果を記録し、保護者サインのうえ、毎日ご持参ください。
※発熱等の風邪の症状がみられる場合は、電話で学校園に連絡のうえ、自宅で休養してください。

チェックリスト（例）

場所：○○教室

○月	スイッチ		ドアノブ		手すり			
	時刻	確認	時刻	確認	時刻	確認	時刻	確認
1 ()								
2 ()								
3 ()								
4 ()								
5 ()								
6 ()								
7 ()								
8 ()								
9 ()								
10 ()								
11 ()								
12 ()								
13 ()								
14 ()								
15 ()								
16 ()								
17 ()								
18 ()								
19 ()								
20 ()								
21 ()								
22 ()								
23 ()								
24 ()								
25 ()								
26 ()								
27 ()								
28 ()								
29 ()								
30 ()								
31 ()								

新型コロナウイルス対策

ご家庭にある洗剤を使って 身近な物の消毒をしましよう

洗剤に含まれる界面活性剤で新型コロナウイルスが効果的に除去できます

試験で効果が確認された界面活性剤

- ▶ 酢酸アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム (0.1%以上)
- ▶ アルキルグリコシド (0.1%以上)
- ▶ アルキルアミンオキシド (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンザルコニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ベンゼトニウム (0.05%以上)
- ▶ 塩化ジアルキルジメチルアンモニウム (0.01以上)
- ▶ ポリオキシエチレンアルキルエーテル (0.2%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸カリウム) (0.24%以上)
- ▶ 純石けん分 (脂肪酸ナトリウム) (0.22%以上)

※ 新型コロナウイルスに、0.01～0.2%に希釈した界面活性剤を20秒～5分間反応させ、ウイルスの数が減少することを確認しました。詳細はNITEウェブサイトをご覧ください。
<https://www.nite.go.jp/information/koronataisaku20200622.html>

※ これ以外の界面活性剤についても効果がある可能性があり、さらに確認を進めています。

ご家庭にある洗剤に、どの界面活性剤が使われているか確認しましょう

- 効果が確認された界面活性剤が使われている洗剤のリストを
NITEウェブサイトで公開しています（随時更新）
<https://www.nite.go.jp/information/osirasedetergentlist.html>



- 製品のラベルやウェブサイトなどでも、
成分の界面活性剤が確認できます。

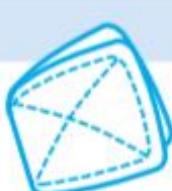
※製品本体の成分表は関連法令に基づいて表示されているため、
含有濃度などの条件によっては、ウェブサイト上のリストと
製品本体の成分表が一致しないことがあります。

品名	住宅・家具用合成洗剤
成分	界面活性剤 (0.2% アルキルアミンオキシド)、泡調整剤
液性	弱アルカリ性 正味量 400ml



使用上の注意を守って、正しく使いましょう

- 身近なものの消毒には、台所周り用、家具用、お風呂用など、
用途にあった「住宅・家具用洗剤」を使いましょう。
- 安全に使用するため、製品に記載された使用方法に従い、使用
上の注意を守って、正しく使いましょう。
- 手指・皮膚には使用しないでください。



本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。随時修正されます。

「住宅・家具用洗剤」が手元にない場合には？

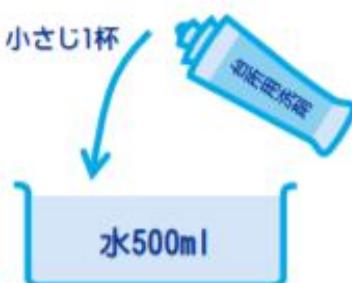
台所用洗剤を使って代用することもできます。

「住宅・家具用洗剤」を使用する場合は、製品に記載された使用方法どおりに使用してください。

(1)洗剤うすめ液を作る。

たらいや洗面器などに500mlの水をはり、
台所用洗剤*を小さじ1杯(5g)入れて軽く
混ぜ合わせる。

(*食器洗い機用洗剤ではなく、スポンジなどにつけて使う洗剤です。有効な界面活性剤が使われているかも確認しましょう。)



(2) 対象の表面を拭き取る。

キッチンペーパーや布などに、(1)で作った溶液をしみこませて、液が垂れないように絞る。汚れやウイルスを広げないように、一方向にしっかりと拭き取るようにする。

(3) 水拭きする。

洗剤で拭いてから5分程度たつたら、キッチンペーパーや布などで水拭きして洗剤を拭き取る。特に、プラスチック部分は放置すると傷むことがあるので必ず水拭きする。



(4) 乾拭きする。

最後にキッチンペーパーなどで乾拭きする。

台所用洗剤で代用する場合は…

安全上の注意

- 手指・皮膚には使用しないでください。
 - スプレー・ボトルでの噴霧は行わないでください。

効率的に使うためのポイント

- 作り置きした液は効果がなくなるので、洗剤うすめ液は、その都度使い切りましょう。
 - 台所用洗剤でプラスチック部分（電話、キーボード、マウス、TVリモコン、便座とフタ、照明のスイッチ、時計など）を拭いた場合、そのまま放置すると傷むことがあります。必ず、すぐに水拭きしましょう。
 - 塗装面（家具、ラッカー塗装部分、自動車の塗装面など）や、水がしみこむ場所や材質（布製カーテン、木、壁など）には使わないでください（シミになるおそれがあります）。